

関係者の皆様へ

政府の公文書管理法案に対する修正意見

2009年4月8日

川村一之

政府は3月3日に「公文書等の管理に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。米国の連邦記録法制定（1950年）から遅れること60年、ようやく国の機関の記録管理という民主主義の基盤が整備されることになりました。

政府案を検討しますと公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告に盛り込まれた提言と乖離する点もあり、不十分な面も見受けられます。

私は本法案が公文書管理の基本法としての性格を持つものであることを考慮し、以下の4項目の修正意見を述べ、要望させていただきます。

ご検討くださるようお願い申し上げます。

政府の公文書管理法への要望事項

1. 公文書管理法に「公文書は国民の共有財産」との文言を挿入すること。
2. 公文書管理法に行政文書管理規則違反者への罰則規定を設けること。
3. 公文書管理法に公文書管理状況を国会と国民に報告する規定を設けること。
4. 公文書館法の附則（専門職員についての特例）を削除すること。

《説明》

1. 公文書管理法に「公文書は国民の共有財産」との文言を挿入すること。

<理由>

有識者会議の最終報告は「1. 基本認識 【公文書の意義】」で、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である。」と重要な認識を示しています。

政府案は国民のアクセス権と国の説明責任を盛り込みましたが、公文書は国民の共有財産との文言は盛り込みませんでした。

政府は2008年12月19日、公文書の意義について「政府の活動又は歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産であり、その記録を公文書として適切に管理・保存し、広く国民の利用に供することは、国の重要な責務であると認識している。」との答弁書（衆議院議員近藤昭一君提出公文書管理法案（仮称）に関する質問に対する答弁書）をまとめています。

また大阪市公文書管理条例（制定 平18.3.31 条例15）は第1条の目的に「市政運営に関する情報は市民の財産である」と記しています。

大阪市公文書管理条例

（目的）

第1条 この条例は、市政運営に関する情報は市民の財産であるという基本的認識の下、公文書の管理責任を明確にし、公文書の作成、保存等に関する基本的な事項を定めることにより、公文書の適正な管理を図り、もって市政運営に対する市民の信頼の確保を図ることを目的とする。

よって、公文書管理法の第一条（目的）を「この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書は国民の共有財産であるとの認識の下、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」と改めるよう要望します。

また仮に目的条文に挿入することが難しいのであれば、法律の前文に最終報告の基本認識を明記するよう要望します。

<前文案>

民主主義の根幹は、国民が国の正確な情報を自由に利用し、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動又は歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有財産であり、その記録を公文書として適切に管理・保存し、広く国民の利用に供することは、国の重要な責務である。

我らは、国民の知る権利を確保し、過去の歴史から教訓を学ぶとともに、現在と未来に生きる国民に対する説明責任を果たすため、この法律を制定する。

2．公文書管理法に行政文書管理規則違反者への罰則規定を設けること。

<理由>

有識者会議の最終報告は、公文書の作成を意図的に怠った者や公文書の改ざん、廃棄などを行った者に対する罰則規定について言及していません。政府も刑法の文書等毀棄罪と国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の懲戒処分ですら十分対応できるとの判断だと思われます。

しかし2004年3月に発覚した九州管区警察局長の保存期間満了前の「平成十年度の会計文書」を廃棄した事案では「誤って廃棄することは、直ちに刑罰法令に抵触するものではない」とされ、「文書管理規程に罰則規定は存在しないと承知している。」との答弁（2004年

9月3日 衆議院議員長妻昭君提出警察の文書廃棄等に関する質問に対する答弁書)があります。結局は誤廃棄した職員に戒告処分が適用されているに過ぎません。

公文書が国民の共有財産であることを考慮すると違反者に対して罰則を課すことが必要と思われます。米国では「記録の不法な除去や廃棄は、法律によって罰則が適用される」とあり、禁固刑や罰金が適用されます。

よって行政文書管理規則の違反者に対し、公文書管理法に罰則規定を明記することを要望します。

3．公文書管理法に公文書管理状況を国会と国民に報告する規定を設けること。

<理由>

日本国憲法の第九十一条は内閣に国の財政状況を国会と国民に対し、定期的に、少なくとも毎年一回は報告しなければならないと規定しています。政府が公文書を適正に管理し、国民に説明責任を果たすためには、国会と国民に公文書管理状況が適正であることを報告する義務があると思います。しかし政府法案は行政内部の問題であるので国民に公表するとしているだけです。

よって公文書管理法に「内閣総理大臣は、国会及び国民に対し、毎年一回、国の公文書等の管理状況について報告しなければならない。」との条文を設けることを要望します。

4．公文書館法の附則（専門職員についての特例）を削除すること。

<理由>

地方公共団体の公文書管理について法第三十二条に努力義務が設けられましたが、実際に必要な施策を実施する場合、自治体の公文書管理条例の制定や公文書館の設置を促進する必要があります。しかし公文書館法の附則は「(専門職員についての特例)2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」としており、この附則が自治体の公文書管理施策を妨げています。今回の公文書管理法制定と同時に公文書館法の附則の削除を要望します。

川村一之(かわむら かずゆき) 57歳 男 団体役員

〒161-0032 東京都新宿区中落合4-13-5

- ・戦争被害調査会法を実現する市民会議 事務局長
- ・元東京都新宿区議会議員